

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年4月1日
管理表No.	0309-08 改訂00

項目	コメント内容
汚染の拡大防止 (第20条)	(コメントNO.0209-50に関連して) 申請書別添I P33(PDF40)、添付15P2(PDF2614)等の「使用済燃料貯蔵建屋のうち、受入れ区域の床、壁の一部(床面から1.6mの範囲)及び扉は、汚染の除去がしやすいよう、エポキシ樹脂系塗料又は合成樹脂調合ペイントにて塗装する設計とする」の記載については、貯蔵区域の壁(床面から1.6m)が塗装範囲に含まれていることが不明瞭なので、記載を見直すこと(貯蔵区域の壁を塗る記載は、申請書別添I P26(PDF33)、添付書類1-1ロ(8)-k-18(PDF406)、事業許可添付6-9にある)。

(回 答)

申請書別添I P33(PDF40)等に記載の汚染の拡大防止上の塗装範囲に関する記載は、搬入した金属キャスク等の表面に万が一、基準値を超える放射生物質が検出された場合に備えて、受け入れ区域の壁に汚染が広がることを防ぎ、除染を容易にするため、受入れ区域のうち人が触れる恐れのある範囲(床、壁の一部(床面から1.6mの範囲)及び扉)を塗装範囲としているものである。

一方、申請書別添I P26(PDF33)等の貯蔵区域の壁の塗装に関する記載は、自主的に塗装しているものであるが、火災発生の際に塗装材料が燃種とならないように、塗装材料が不燃性材料であることとその範囲を示すために記載している。

以 上